

新型コロナウイルス感染症に係る対応策の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大のいわゆる第3波が到来し、本県を含む11都府県に緊急事態宣言が発令されている。

こうした中、感染拡大を防止するとともに、緊急事態宣言や自粛により市民生活が受ける影響を緩和する必要がある。

そこで、県においては、新型コロナウイルス感染症に係る対応策の充実の観点から、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の対象とならない日中のみ営業している飲食店等においても緊急事態宣言や自粛の影響を受けていることに鑑み、必要な支援を行うこと。
- 2 保護者が感染者となった子どもの居場所を確保すること。
- 3 高齢者及び基礎疾患等を有するハイリスク者を自宅療養とさせないこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった独居高齢者その他の交通弱者に対し、PCR検査を受けるための交通手段の確保等の支援を行うこと。
- 5 新型コロナウイルス感染症のため入院等となったことによりペットを飼育できなくなった者に対する支援を検討すること。
- 6 自宅療養となった感染者に対し、病状急変に備えた健康観察用の体温計とパルスオキシメーターを無償貸与すること。
- 7 その他自宅療養となった感染者に対する必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

栃木県知事 福田 富一様

令和3年1月28日

那須塩原市議会議長 吉成 伸一